

埼玉県表彰規則

平成二十年六月三日
規則第六十四号

改 平成二二年 三月三〇日規則第三一号 令和 三年 三月三〇日規則第一九号
正 令和 七年 三月二八日規則第二四号

埼玉県表彰規則をここに公布する。

埼玉県表彰規則

（趣旨）

第一条 この規則は、別に定めるもののほか、広く県民の模範となるべき功績のあった個人又は団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（表彰の基準）

第二条 知事は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について表彰を行う。

- 一 地方自治の発展に貢献し、その功績が優れたもの
- 二 納税又は統計の推進に貢献し、その功績が特に優れたもの
- 三 消防又は水防の業務に貢献し、その功績が特に優れたもの
- 四 環境の保全に貢献し、その功績が特に優れたもの
- 五 社会福祉の増進に貢献し、その功績が特に優れたもの
- 六 児童又は青少年の健全育成に貢献し、その功績が特に優れたもの
- 七 交通安全、治安維持等に貢献し、その功績が特に優れたもの
- 八 保健衛生の改善向上に貢献し、その功績が特に優れたもの
- 九 産業の振興に貢献し、その功績が特に優れたもの
- 十 労働福祉の増進又は労働関係の安定に貢献し、その功績が特に優れたもの
- 十一 教育、文化又はスポーツの振興に貢献し、その功績が特に優れたもの
- 十二 卓越した技能の確立等に貢献し、その功績が特に優れたもの
- 十三 身の危難を顧みず人命を救助したもの
- 十四 善行が特に優れ他の模範となるもの
- 十五 前各号に掲げるもののほか、特に表彰に値するものと認められるもの

（欠格事項）

第三条 次の各号のいずれかに該当する者については、表彰しないものとする。

- 一 刑事事件に関し、刑に処せられた者（刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十四条の二第一項の規定により刑の消滅した者を除く。）
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 前二号に掲げる者のほか、表彰することが適当でないと認められるもの

（表彰候補者の推薦等）

第四条 市町村長は、第二条各号のいずれかに該当し、表彰することが適当と認められるもの（次項において「表彰候補者」という。）があるときは、知事に推薦することができる。

- 2 第二条各号に掲げる事項に係る事務を担当する部長等（本庁の部長、会計管理者、公営企業管理者、下水道事業管理者、教育長、警察本部長、選挙管理委員会書記長、監査事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長及び収用委員会事務局長をいう。第六条において同じ。）は、表彰候補者があるときは、その功績を精査し、知事に内申するものとする。

一部改正〔平成二二年規則三一号・令和三年一九号〕

（提出書類）

第五条 前条の規定による推薦又は内申は、様式第一号の表彰候補者名簿に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 一 様式第二号の審査票
- 二 様式第三号の功績調書
- 三 様式第四号の履歴書（個人の場合に限る。）

四 戸籍抄本及び住民票又はこれらに代わる書類（個人の場合に限る。）

五 様式第五号の刑罰等調書（個人の場合に限る。）

六 様式第六号の団体調書（団体の場合に限る。）

七 その他参考となる資料

（変更報告）

第六条 市町村長又は部長等は、表彰を行うまでの間において、前条の規定により提出した書類の内容に変更があったときは、遅滞なくその旨を知事に通知するものとする。

（表彰の方法）

第七条 表彰は、知事が表彰状に副賞を添えて授与することにより行う。

（表彰の時期）

第八条 表彰は、毎年一回行う。ただし、特に必要がある場合は、随時に行うことができる。

（委任）

第九条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部改正）

2 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四総務部の表人事課の項第五号知事決裁事項の欄3中「埼玉県表彰規程（昭和四十二年埼玉県告示第二百七号）」を「埼玉県表彰規則（平成二十年埼玉県規則第六十四号）」に改める。

附 則（平成二十二年三月三十日規則第三十一号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三十日規則第十九号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和七年三月二十八日規則第二十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

（第5条関係）

様式第2号（1）

（第5条関係）

様式第2号（2）

（第5条関係）

様式第3号（1）

（第5条関係）

様式第3号（2）

（第5条関係）

様式第4号

（第5条関係）

様式第5号

（第5条関係）

様式第6号

（第5条関係）